

令和3年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年4月28日（水）午前9時56分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（2人）

5番	北村 栄治
9番	上池 如夫

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 非農地証明について
- 第4 非農地証明について
- 第5 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	宮岡 秀学
書記	小笠原 豊

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいでしたのでただいまより令和3年第4回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは5番北村委員、9番上池委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足

数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番委員宮川利重委員、6番小笠原正委員のご兩名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第6号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第6号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。2ページ目をご覧ください。申請地は大豊町[REDACTED]外15筆で申請理由は贈与です。登記地目は田、畑、現況地目は田、畑、採草地となっております、合計面積は9,737㎡です。譲渡人、譲受人は1ページ目記載のとおりとなっております。

4月20日に譲受人立会いのもと、担当委員の上池委員と小笠原で現地を確認して参りました。

先ほどお渡ししました農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、10ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は5ページにもありますとおり、申請農地を含めまして9,050㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は譲渡人の子息であることから、以前より申請地で農業に従事しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月20日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第6号について9番上池如夫君が現地確認を行いました。欠席の連絡の際に宮岡事務局長に説明を依頼する旨を承っておりますので、事務局長に説明

を求めます。

〔宮岡事務局長〕

はい、事務局長の宮岡です。昨晚上池委員からの欠席連絡の際、この件に関して全権委任を受けましたので、代理人として説明させていただきます。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(1番原委員挙手)

どうぞ。

〔原委員〕

3条申請の申請地に現況地目が山林のものがありますが、現況は山林で間違いないでしょうか。

〔事務局書記〕

はい、山林で間違いないです。したがって、5ページにあります、権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計は、現況地目が山林となっている申請地の面積を省いたものとなっております。

〔議長〕

他にありませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第7号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、33ページをご覧ください。議案第7号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■外1筆で、台帳地目は畑、田、現況地目はともに山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、4月16日に担当委員の宮川委員と事務局宮岡及び小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は長らく耕作が行われておらず、山林化しており、非農地

とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第7号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は檜や雑草で山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第12号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第8号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、43ページをご覧ください。議案第8号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■外4筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、4月14日に担当委員の小川会長と事務局宮岡及び小笠原で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地はしばらく耕作が行われておらず、杉などが生い茂り非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第8号について、私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地は、杉や雑草で山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第8号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり

証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に、日程第5、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は54ページからとなります。

こちらは事務局で作成いたしました令和3年度の大豊町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。こちらの内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

農業委員会の状況1 農家・農地等の概要ですが、左の2つの数値に変更はありません。右端の数値は農地利用集積状況調査をもとにしましたので、昨年分から若干変更があります。下の表に参ります。耕地面積は国の公表する面積です。国から示された数値ですので、昨年同様空欄にしております。経営耕地面積、農地台帳面積も変更ございません。次の2農業委員会の現在の体制については、昨年から変更ありません。

次のページです。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてです。現状の集積面積、集積率の実績は記載のとおりです。2の令和3年度の目標及び活動計画の目標集積面積は47.0ha、うち新規集積面積1.4haとしました。活動計画は昨年と同様としております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に移ります。1の現状及び課題については、直近3年間の実績となっております。2目標及び活動計画ですが、参入目標数1経営体、参入目標面積0.5haとしました。活動計画は、こちらも昨年と同様としました。

次のページに参ります。Ⅳ遊休農地に関する措置の1現状及び課題はお示しのとおりです。2目標及び活動計画の目標について、申し訳ありません、こちら令和2年度ではなく令和3年度となっております。訂正の方お願いいたします。遊休農地の解消面積は0.5haとしました。活動計画の調査員数を14人とし、昨年同様、農地利用最適化推進委員の皆様とともに、農業委員の皆様にも加わっていただきたいと思いますと考えております。それに合わせまして、調査方法の一番下に、『また、8月～9月には農業委員とともに町内のパトロールを行う』と記入しています。農地の利用意向調査の時期は、昨年と同様にしております。その他は『早期発見・早期解消に努める。』としました。

V違反転用への適正な対応の2活動計画は前年と同じく設定しております。

以上で説明を終わります。

[議長]

本件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。

ないようですので、採決をいたします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第6、その他の件について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

はい、次回5月総会の日程についてですが、5月26日水曜日10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願ひします。

署名委員 3番

署名委員 6番
